

羽咋市再生資源集団回収推進事業奨励金交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、一般廃棄物の適正処理及び環境美化を推進するため、市民の協力により、一般家庭から出る再生利用可能資源（以下「再生資源」という。）の集団回収事業に奨励金を交付し、資源の有効活用及び市民意識の啓発を図るとともに、併せてごみの減量化に資するものとする。

（定 義）

第2条 この要綱において「再生資源」とは、古紙（新聞、雑誌、段ボール）をいう。

（奨励金交付対象団体）

第3条 奨励金の交付対象となる団体は、羽咋市民で組織する次の団体とする。

- (1) 子供会
- (2) 青年団
- (3) 婦人会
- (4) 老人会
- (5) その他市長が特に認める団体

（協 議）

第4条 前条に掲げる団体が再生資源を回収しようとするときは、再生資源回収業者と回収方法等について事前に協議するものとする。

（奨励金交付対象事業）

第5条 奨励金交付対象事業は、再生資源の集団回収事業に限定するとともに、羽咋市内の回収（引取）業者に、再生資源を売却（引渡）する事業をいう。

（奨励金交付申請）

第6条 この奨励金を受けようとするときは、羽咋市再生資源集団回収推進事業奨励金交付申請書（様式第1号）に回収（引取）業者が発行する再生資源集団回収引取証明書（様式第2号）を添付して市長に申請するものとする。

（奨励金額の算定）

第7条 奨励金額は、活動実績及び回収物量に応じて再生資源集団回収引取証明書（様式第2号）に基づき羽咋市再生資源集団回収推進事業奨励金交付要綱細則の規定により算定するものとする。

（奨励金の交付決定通知）

第8条 前条の規定により算定した奨励金額は、速やかに再生資源集団回収奨励金交付決定通知書（様式第3号）により対象団体に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第9条 この奨励金の請求は、羽咋市再生資源集団回収推進事業奨励金請求書（様式第4号）により行うものとする。

（奨励金の交付）

第10条 この奨励金については、予算の範囲内において交付するものとし、市補助金交付事務取扱規則及びこの要綱の規定による。

（返 還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金を受けた団体に対し、既に交付した奨励金の金額又は一部を変換させることができる。

（補 則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

羽咋市再生資源集団回収推進事業奨励金交付要綱細則

第1条 要綱第3条の奨励金交付対象団体の(5)その他市長が特に認める団体には事業所及び企業関係ならびに明らかに営利を目的とする団体を除くものとする。

2 市廃棄物収集許可業者及び一般廃棄物収集委託業者は除くものとする。

第2条 要綱第5条に規定する羽咋市内の回収（引取）業者に売却（引渡）できない相当の理由のある団体については、その理由がやむを得ないと認められるときは、このかぎりではない。

第3条 要綱第7条に規定する奨励金の算定は、次のとおりとする。

(1) 量に応じて交付する金額は、次のとおりとする。ただし、奨励金に10円以下の端数がでた場合は切り捨てるものとする。

分 類	回収方法	奨励金単価
古 紙	戸 別 回 収	kg あたり 2 円
	拠 点 回 収	kg あたり 1.5 円

(2) 戸別回収とは、回収区域内を1軒ずつ巡回し、古紙を回収することをいい、拠点回収とは古紙の排出場所を定め、その場所に排出された古紙を回収することをいう。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3第1号ただし書きの規定は平成17年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。